

仕 様 書

1 業務名称

令和8年度淀川区区政会議等会議録作成業務委託（概算契約）

2 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

淀川区区政会議における全体会議・部会等（以下、区政会議等）の会議録の作成

4 会議録作成の対象

契約期間内で実施する区政会議等

5 区政会議等年間スケジュール（予定）

会議名	回数	時間	総時間
全体会議	2回	1.75 時間（18:30～20:15）	3時間30分
部会	6回（各2回×3部会）	1.75 時間（18:30～20:15）	10時間30分
年間総数	8回	1.75 時間（18:30～20:15）	14時間00分

※回数、時間は、区政運営の状況により増減する場合がある。また、「6 業務の内容（2）」に記載の自由討議の実施により、委託料の支払対象となる「会議録作成対象時間」は上記の時間数より減少する場合がある。

【参考1】令和7年度の区政会議等開催実績（予定分を含む）

開催日	会議名	開催時間	うち自由討議時間
令和7年7月31日	第1回淀川区区政会議全体会議	1時間30分	0分
令和7年9月16日	第1回教育・子育て部会	1時間30分	0分 0分 0分
令和7年9月18日	第1回コミュニティ力向上部会	約1時間30分	0分
令和7年9月25日	第1回安全・安心なまち部会	約1時間30分	0分
令和7年12月10日	第1回淀川区区政会議全体会議	約1時間30分	0分
令和8年1月下旬	第2回コミュニティ力向上部会	約1時間30分	0分
令和8年1月下旬	第2回安全・安心なまち部会	約1時間30分	0分
令和8年1月下旬	第2回教育・子育て部会	約1時間30分	0分
令和8年3月中旬頃	第2回淀川区区政会議全体会議	約1時間30分	0分
令和7年度会議録の作成対象時間は合計約13時間30分の見込み			

過去の区政会議の開催実績の詳細は、以下のページでもご確認いただけます。

（淀川区HP） <https://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/page/0000135974.html>

【参考2】直近の自由討議実施実績

会議名	開催時間	うち自由討議時間
令和元年度 第1回淀川区区政会議全体会議	2時間6分 (18:30～20:36)	44分 (19:03～19:18) (19:31～19:44) (19:56～20:12)
令和元年度 第2回淀川区区政会議全体会議	2時間7分 (18:30～20:37)	25分 (19:54～20:19)
令和3年度 第2回淀川区区政会議全体会議	1時間57分 (19:00～20:57)	30分 (20:01～20:31)
令和4年度 第3回淀川区区政会議全体会議	1時間43分 (18:59～20:42)	60分 (19:25～19:55) (20:00～20:30)
令和5年度 第3回淀川区区政会議コミュニティ力向上部会	1時間21分 (18:30～19:51)	19分 (19:25～19:44)
令和5年度 第3回淀川区区政会議安全・安心なまち部会	1時間33分 (18:30～20:03)	28分 (18:54～19:22)
令和5年度 第3回淀川区区政会議教育・子育て部会	1時間15分 (18:30～19:45)	17分 (19:00～19:17)

6 業務の内容

- (1) 区政会議等の速記・録音を行い、会議録を作成する。なお、傍聴席、記者席、市会議員席の録音は行わないものとする。
- (2) 区政会議等は会議中、3～4グループに分かれ、グループごとに自由討議を行う場合がある。その場合、グループごとの自由討議中は、各グループの録音のみを行うものとし、会議録作成の対象としない。各グループの自由討議中の音声ファイル(MP3形式)も納品すること。
- (3) 反訳に当たっての用字・用語等については、国会会議録用字例または(公社)日本速記協会発行の「標準用字用例辞典」によるものとする。
- (4) 業務の遂行にあたっては、(公社)日本速記協会が認定する速記技能検定1級、2級、3級のいずれかを保持する者が携わること。
- (5) 会議開催の1開庁日前までに当日来庁する予定期刻及び速記者の報告を淀川区役所政策企画課あてに電子メールにより行うこと。

7 委託料の支払

- ・この契約は、概算契約であり、この仕様書及び契約書記載の業務委託料は発注者の都合により増減することがある。契約当初においては概算で契約するが、後日、履行期間内の実履行数量(会議録作成対象時間)により確定するものとする。
- ・業務委託料の確定は、履行期間内の実履行数量(会議録作成対象時間)に(様式1)に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。
- ・会議時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、15分単位で切り上げて計算し、15分単価は1時間単価の4分の1とする。1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨

てる。

(例：端数が 10 分の場合=1 時間あたりの単価の 4 分の 1)

※会議中の自由討議の時間中は会議時間に含めないものとする。

- ・委託料には、速記料から反訳・データ化、成果物の納品までの経費を含む。
- ・委託料は、業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。なお、一月に会議が 2 回以上開催された場合においても、請求は月 1 回までとする。
- ・年度途中において事業実績の増加により年間委託料が当初契約金額を超過する見込みとなった場合は、速やかに発注者と協議すること。

8 成果物

- ・会議録（Microsoft Office Word 形式）
- ・音声ファイル（MP3 形式）
- ・業務完了報告書（様式 2）

9 納品方法・期限

会議開催後原則 10 日以内に成果物を納品するとともに、淀川区役所政策企画課（t10009@city.osaka.lg.jp）あてに電子メールにより会議録のデータを提出すること。成果物の受け渡し方法は別途発注者と協議する。提出期限日が閉庁日の場合は翌開庁日を提出期限日とする。

10 再委託について

- (1) 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
ア 本委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
イ 区政会議等の会議録の作成業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、(3)の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (6) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。
なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を(3)及び(4)に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

11 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施について

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、「令和8年度 障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」（別紙）を研修実施後速やかに発注者に提出すること。

12 その他

- (1) 本仕様書に定めのない細部の事項については、別途指示を行う。
- (2) 当事務局が提供した資料等については、会議録納品時に返却するものとする。
- (3) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (4) 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適切な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の淀川区役所総務課（連絡先：06-6308-9625）に報告しなければならない。
- (5) 本業務を通じて知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 別紙「特記事項」の規定を遵守すること。
- (7) 契約の締結は、本案件にかかる令和8年度予算の発効を条件とする。予算が成立しない場合は契約の締結を行わない。これに伴い、受注予定者において損害が生じた場合にあっても、本市はその損害について一切負担しない。

13 問合せ先

〒532-8501 大阪市淀川区十三東2-3-3
大阪市淀川区役所 政策企画課
TEL：06-6308-9683 FAX：06-6885-0534
E-mail: t10009@city.osaka.lg.jp

(様式 1)

内訳明細書

	単価（1時間）	数量	合計
会議録作成料	○,○○○円	○時間	○,○○○円
		消費税	○,○○○円
		合計	○,○○○円

※数量は仕様書「6 業務の内容(2)」に記載の自由討議が実施されなかった場合のものとする。

(様式2)

業務完了報告書

令和 年 月 日

大阪市淀川区長 様

受注者
氏名 ○○ ○○

次のとおり会議録の作成業務を完了しましたので報告します。

記

委託業務名	令和8年度淀川区区政会議等 会議録作成業務委託（概算契約）
会議名	令和8年度第〇回淀川区区政会議
会議開催日時	令和〇年〇月〇日 〇時間〇分（〇：〇～〇：〇） ※うち自由討議時間（会議録作成対象外） ・〇時間〇分（〇：〇～〇：〇） ・〇時間〇分（〇：〇～〇：〇） ・〇時間〇分（〇：〇～〇：〇）

令和8年度 障がいを理由とする差別の解消の推進

のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

令和 年 月 日

淀川区長様

受注者 住所又は
事務所所在地

名称又は商号

氏名又
代表者名

次のとおり実施しましたので報告します。

記

1 研修内容

月 日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象(受講人数)

暴力団等の排除に関する特記事項

1 暴力団等の排除について

- (1) 発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第8条第1項第6号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。
- (2) 発注者は、条例第8条第1項第7号に基づき、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。
- (3) 受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (4) 受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
- また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (5) 第1号及び第2号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (6) 受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (7) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (8) 受注者は第6号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (9) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りでない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。
- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。